

○鳥羽市民の環境と自然を守る条例

昭和48年10月9日条例第33号

改正

昭和55年12月1日条例第29号

昭和60年9月30日条例第27号

平成31年3月27日条例第9号

鳥羽市民の環境と自然を守る条例

目次

第1章 総則

第1節 通則（第1条—第3条）

第2節 市の責務及び基本的施策（第4条—第9条）

第3節 事業者の責務（第10条—第15条）

第4節 市民の責務（第16条—第19条）

第2章 生活環境の保全

第1節 生活環境の整備（第20条—第25条）

第2節 公共の場所の清潔保持及び廃棄物の処理（第26条—第30条）

第3節 港湾、漁港の環境保全（第31条—第34条）

第4節 愛がん動物に関する規制（第35条・第36条）

第5節 消費生活の保護（第37条・第38条）

第6節 映画、演劇、演芸及び観せ物の営業の規制（第38条の2—第38条の4）

第3章 自然環境の保全

第1節 緑化の推進（第39条）

第2節 山と海の適正な利用（第40条）

第3節 緑地保全のための規制（第41条—第43条）

第4章 文化環境の保全

第1節 文化環境の育成（第52条・第53条）

第2節 文化環境保存区域（第54条—第59条）

第5章 水産資源の保護

第1節 海洋汚濁の防止（第60条・第61条）

第2節 海洋の汚濁の状況の監視（第62条）

第6章 補則（第63条—第66条）

第7章 罰則（第67条—第70条）

附則

第1章 総則

第1節 通則

（目的）

第1条 この条例は、鳥羽市民が健康で文化的な生活を営むうえにおいて恵まれた自然と良好な生活環境を積極的に確保することが重要であることにかんがみ、良好な環境の確保に関して市、事業者及び市民それぞれの義務と責任を明らかにし、環境と自然を守るための施策の基本となる事項を定めることを目的とする。

（良好な環境確保の基本理念）

第2条 良好な環境の確保は、次の基本理念に従い推進されなければならない。

- （1） 自然と人間との健全な調和を図りつつ、市民の健康で快適な生活を確保すること。
- （2） 良好な環境は、その重要性の意義とともに現在の市民から将来の市民に承継される。
- （3） すべての市民がもつところの健康で文化的生活を営む権利の保障は、市、事業者及び市民のすべてがそれぞれの責務を自覚し、全力を尽してその実現を図らなければならない。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 良好な環境 市民が健康な心身を保持し、快適な生活を営むことができる環境をいう。

(2) 自然環境 自然の生態系をめぐる土地、大気、水、及び動植物をいう。

(3) 文化環境 郷土の歴史上意義をもつ建造物、遺跡等が周囲の自然環境と一体となって郷土の歴史と文化を具現し、又は形成している土地の状況（以下「歴史的環境」という。）及び文化的遺産並びに文化に関する施設その他人間性豊かな文化を創造し、発展させていくための基礎となる環境をいう。

第2節 市の責務及び基本的施策

（市の基本的責務）

第4条 市は、市民の健康で快適な生活を確保するため、良好な環境の確保に関する基本的かつ総合的な施策を策定しなければならない。

（公害に係る苦情の処理）

第5条 市は、他の行政機関と協力して、公害の苦情その他の良好な環境の侵害に関する苦情について迅速かつ適正な処理をはかるよう努めなければならない。

（環境施設の整備）

第6条 市は、良好な環境を確保するため、公園、緑地、広場等の公共空地、道路等の交通施設、水道等の供給施設、下水道、廃棄物処理施設その他の環境施設の整備に努めなければならない。

（消費生活の保護）

第7条 市は、市民の消費生活において商品及び役務が市民に対して及ぼす危害を防止するため、商品等に関する知識の普及、苦情処理体制の強化等必要な措置を講じなければならない。

（自然環境の保全）

第8条 市は、自然環境の保全に関する計画の策定、緑化の推進その他自然環境を保全し、育成するため必要な措置を講ずるとともに、文化環境の形成及び発展に資するよう努めなければならない。

（土地の開発行為の規制）

第9条 市は、土地の区画形質の変更等を伴う開発又は整備を目的とする行為が自然環境及び文化環境と調和を保って行われるよう必要な措置を講じなければならない。

第3節 事業者の責務

（事業者の基本的責務）

第10条 事業者は、その事業活動によって良好な環境を侵害しないよう、その責任と負担において必要な措置を講じなければならない。

（最大努力義務）

第11条 事業者は、法令及びこの条例に違反しない場合においても、良好な環境の侵害を防止するため、最大限の努力をするとともに、その事業活動による公害等に係る紛争が生じたときは、誠意をもってその解決にあたらなければならない。

（管理及び監視義務）

第12条 事業者は、その事業に係る公害の発生源を厳重に管理するとともに公害の発生原因及び発生状況を常時監視しなければならない。

（廃棄物の自己処理の義務）

第13条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物をその責任と負担において適正に処理しなければならない。

（自然環境及び文化環境の保全）

第14条 事業者は、その事業活動により、自然環境及び文化環境を破壊し、又は損傷することのないよう努めなければならない。

（協力義務）

第15条 事業者は、市その他の行政機関が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

第4節 市民の責務

（市民の基本的責務）

第16条 市民は市の良好な環境の保全に関する施策に協力するとともに、地域の良好な環境の確保に寄与しなければならない。

（土地建物等の清潔保持）

第17条 市民は、その占有し又は管理する土地又は建物及びその周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

（自然環境の保全）

第18条 市民は、自然環境の保護及び緑豊かな都市の保全に努めなければならない。

（文化環境の保全）

第19条 市民は、郷土の文化的遺産を尊重するとともに人間性豊かな文化を創造し、及び発展させる環境を育てるよう努めなければならない。

第2章 生活環境の保全

第1節 生活環境の整備

（公共施設等の整備）

第20条 市は、計画的な開発事業による良好な市街地の形成を図るため、公共施設及び公益施設の設置基準その他開発事業に伴う公共施設等の整備に関し必要な事項を定めるものとする。

（建築主の日照障害の防止義務）

第21条 建築物の建築主及び建築物の設計者、工事施工者（下請負人を含む。）又は工事監理者（以下「建築主等」という。）は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認又は同法第18条第4項の通知を受けなければならない建築物を建築し、設計し、又はその工事を施行し、若しくは監理しようとする場合においては、その建築し、設計し、又はその工事を施行し、若しくは監理しようとする建築物が近隣の建築物に及ぼす日照に関する影響をあらかじめ調査し、その日照障害により近隣の建築物の所有者又は占有者の生活環境に支障を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。

（指定建築物の建築の届出）

第22条 規則で定める建築物（以下「指定建築物」という。）を建築しようとする建築主は、規則で定めるところにより、計画その他必要な事項を市長に届け出なければならない。

（計画変更の勧告）

第23条 市長は、前条の規定による届出に係る指定建築物がし尿、雑排水及び騒音により近隣の居住者の生活環境に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める

ときは、その届出に係る建築主に対し、当該建築物の建築計画の変更について必要な措置をとるべきことを指導することができる。

（放送電波受信障害の防止義務）

第24条 中高層建築物を建築した者は、その建築物により近隣住民のテレビジョン又はラジオの放送電波の受信に著しい障害が生ずるときは、近隣住民が正常な電波を受信するため必要な措置を講じなければならない。

（悪臭及び騒音の防止）

第25条 何人も、法令に違反しない場合であっても、悪臭及び騒音の発生により近隣の生活環境を妨げないように努めなければならない。

第2節 公共の場所の清潔保持及び廃棄物の処理

（公共の場所の清潔保持）

第26条 何人も、道路、公園、広場、河川、港湾、海岸その他の公共の場所に廃棄物を投棄し、又は汚損してはならない。

（印刷物配付者の清掃義務）

第27条 道路、公園、広場その他の公共の場所において印刷物その他の物（以下「印刷物等」という。）を公衆に配付し及び貼付した者、又はこれらの行為を依頼した者は、その場所に印刷物等が散乱した場合は、速やかにその場所を清掃し、その印刷物等を適正に処理しなければならない。

（工事施行者の義務）

第28条 土木工事、建築工事その他の工事を行う者はその工事に際し、土砂、廃材、資材等が道路その他の公共の場所に飛散し、脱落し、流出し、又は堆積しないようこれらの物を適正に管理しなければならない。

（勧告及び命令）

第29条 市長は、第27条、第28条の規定に違反して、当該公共の場所の環境を著しく害していると認められる者に対して必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

（処理困難な製品の回収義務）

第30条 廃棄物となった際、適正な処理が困難な製品、容器（以下「製品等」と

いう。)を製造し、加工し、又は販売する事業者は、その製品等又は廃棄物を引取り、下取り等の方法によりその責任において回収しなければならない。

2 市民は、前項に規定する事業者がその製品等又はその廃棄物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

3 市長は、第1項の事業者がその製品等又はその廃棄物を回収しないときは、その事業者に対し期限を定めて、回収を勧告することができる。

第3節 港湾、漁港の環境保全

(港湾事業者の責務)

第31条 鳥羽港、的矢港（志摩市の行政区域に係る港域を除く。）及び市の漁港（以下「鳥羽港等」という。）において事業活動を行う者は、荷役その他の事業活動に伴い貨物、荷役用具又は廃棄物が岸壁、物揚場、道路、その他の港湾施設又は海中に脱落し、散落し、又は飛散することを防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 鳥羽港等において旅客輸送を目的とする船舶の運航事業を行う者は、船客により廃棄物が係留施設又は海面に投棄されないよう、船舶にごみ容器を設置するとともに効果的な広報を行う等必要な措置を講じなければならない。

3 船舶運航事業者は、鳥羽港等において船舶からのばい煙その他大気の原因となるもの及び海洋汚濁の原因となるものの排出を防止するため、機関の良好な管理に努めなければならない。

(船舶内において生ずる廃棄物の排出)

第32条 船舶内において生ずるごみ、し尿若しくは汚水又はこれらに類する廃棄物は、鳥羽港等においてこれを排出しないように努めなければならない。

(船舶の放棄の禁止)

第33条 何人も鳥羽港等において船舶を放棄し、又は放置してはならない。

(勧告及び命令)

第34条 市長は、第31条第1項に規定する事業活動を行う者が同条の規定に違反して貨物、荷役用具又は廃棄物を脱落し、散乱させることにより鳥羽港等の環境を害しているときは、当該違反者に対し、当該貨物等の除去その他環境保全

のため、必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

第4節 愛がん動物に関する規制

(愛がん動物の飼育者の義務)

第35条 愛がん動物の飼育者は、その動物の性質、形状等に応じ、その動物が近隣住民の生活環境を害さないよう飼育しなければならない。

2 前項に規定する者は、不用となった愛がん動物をその責任において適正に処理しなければならない。

(勧告及び命令)

第36条 市長は、前条第1項の規定に違反し、近隣住民の身体又は生活環境を著しく害し、又は害するおそれがあると認められる者に対し、当該動物の飼育方法の改善その他必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

第5節 消費生活の保護

(危害防止義務)

第37条 事業者は、その供給する商品及び役務について危害の防止、適正な計量及び表示の実施等必要な措置を講ずるとともに、市が実施する消費者の保護に関する施策に協力しなければならない。

(苦情の処理)

第38条 市長は、市民から商品及び役務に関する苦情の相談を受けたときは、その適切な処理に努めるものとする。

第6節 映画、演劇、演芸及び観せ物の営業の規制

(営業の規制)

第38条の2 映画、演劇、演芸及び観せ物を業として営もうとする者（現に営んでいる者を含む。以下「営業者」という。）は、良好な環境の保持に最大の努力をはらい、当該営業において、著しく性的感情を刺激し、又は粗暴性若しくは残忍性を助長するような良好な環境を害する営業をしてはならない。

(営業内容等の届出)

第38条の3 前条の営業者は、当該営業の内容その他市長が定める必要な事項を事前に市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、当該営業の内容その他市長が定める必要な事項を変更しようとする場合について、準用する。

3 市長は、第1項又は前項の規定に違反していると認められる営業者に対し、直ちに当該届出を行うよう命ずることができる。

(勧告及び命令)

第38条の4 市長は、前条の規定による届出事項について審査し、第38条の2の規定に違反していると認められる営業者に対し、期限を定めて計画の変更等必要な措置をとるよう勧告し、又は命ずることができる。

2 市長は、前項に規定する勧告又は命令を行おうとする場合には、鳥羽市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

第3章 自然環境の保全

第1節 緑化の推進

(公共施設の緑化)

第39条 市は、緑地の確保に資するため、公園、学校、道路等その他の公共施設における緑化計画を定め、花き類を植栽、育成するとともに樹木の保存に努めなければならない。

第2節 山と海の適正な利用

(山と海の適正な利用)

第40条 市は、山野の良好な自然環境の適正な利用を図るため、緑地の保全溪流及び河川、池沼の水質の確保に努めるとともに諸施設の適正な配置等に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、海浜の良好な自然環境の適正な利用を図るため海水浴場に適した水質及び海浜の確保その他諸施設の整備等に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第3節 緑地保全のための規制

(開発行為の届出)

第41条 自然景観及び緑地並びに水源確保のため必要な山林（以下「緑地等」という。）の確保に影響を及ぼすおそれのある地域（都市計画法（昭和43年法律

第100号) 第8条第1項第1号に規定する用途地域外にある地域をいう。) で規則で定める面積以上の宅地の造成その他の土地の区画形質の変更を伴う開発行為をしようとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない。

- 2 国若しくは地方公共団体が行う行為又は規則で定めるものについては、前項の規定による届出を省略することができる。

(自然保護協定の締結)

第42条 前条第1項の開発行為をしようとする者は規則で定めるところにより、あらかじめ市長と自然の破壊の防止、植生の回復その他自然の保護のための必要な事項を内容とする自然保護協定を締結するものとする。ただし、国又は県が行う行為については、この限りでない。

(勧告及び命令)

第43条 市長は、緑地等の確保のため必要があると認めるときは、第41条の規定による届出をした者(同条第2項の規定により届出を省略した者を含む。) に対して、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

- 2 市長は、第41条第1項の規定に違反する者又は前項の勧告に従わない者及び第42条の規定による自然保護に関する協定を締結しない者又は遵守しない者に対し、当該開発行為の停止、計画の変更、原状の回復等緑地を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第44条から第51条まで 削除

第4章 文化環境の保全

第1節 文化環境の育成

(文化環境の育成)

第52条 市長及び教育委員会は、文化環境の形成及び発展に資するため、文化に関する施設の設置及び運営、集会の開催その他必要な措置を講ずるものとする。

(文化的遺産の活用)

第53条 郷土における歴史的環境、文化的遺産等文化環境に係る財産の所有者又は占有者は、その文化環境を公共のために保存するとともに、これを市民に公

開する等その文化的活用に努めなければならない。

第2節 文化環境保存区域

(文化環境保存区域の指定)

第54条 教育委員会は、郷土における歴史的環境、文化的遺産等の文化環境を保存するため必要な土地の区域を文化環境保存区域として指定することができる。

(指定の手續)

第55条 市長は、文化環境保存区域を指定しようとするときは、鳥羽市環境保全審議会の意見を聞かなければならない。

2 市長は、前項の指定をするときは、規則で定めるところにより告示しなければならない。

3 文化環境保存区域の指定は、前項の告示によってその効力を生ずる。

(指定の解除及び区域の変更)

第55条の2 市長は、指定した文化環境保存区域について必要があると認めるときは、指定を解除し、又はその区域を変更することができる。

2 前条の規定は、文化環境保存区域の指定の解除及び変更について準用する。

(標識の設置)

第55条の3 文化環境保存区域を指定したときは、その土地に、指定を表示する標識を設置しなければならない。

2 文化環境保存区域の土地の所有者又は占有者は正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み又は妨げてはならない。

3 何人も、第1項の規定により、設置された標識を市長の承諾を得ないで移転し、除去し、汚損し、又は損壊してはならない。

(文化環境保存区域内の行為の制限)

第56条 文化環境保存区域内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ教育委員会にその内容を届け出なければならない。

(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

(2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の区画形質の変更

- (3) 木竹の伐採
- (4) 土石類の採取
- (5) 水面の埋立又は干拓
- (6) 建物その他の工作物の色彩の変更
- (7) 前各号に掲げるもののほか、文化環境の保存に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの

2 前項の規定は、次の各号に掲げる行為については適用しない。

- (1) 通常管理行為、軽易な行為で規則で定めるもの
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (3) 文化環境保存区域が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手している行為

3 前項第2号又は第3号に掲げる行為をした者は、遅滞なく教育委員会にその旨を届け出なければならない。

(勧告)

第57条 教育委員会は、前条第1項の規定による届出があった場合において当該届出に係る行為により文化環境がそこなわれるおそれがあると認めるときは、その届出に係る行為に関し必要な事項を指示し、又はその行為の禁止、中止若しくは停止、計画の変更その他文化環境を保護する必要な措置をとることを指導し又は勧告することができる。

(調査報告書の提出)

第58条 第56条第1項各号のいずれかに該当する行為が行われ又は行われようとしている場合において、文化環境を保護するため必要があると認めるときは、教育委員会は当該行為に係る土地について埋蔵文化財その他の文化環境の保存に関する調査を自ら行い、又は同条同項の規定による届出をした者その他の関係者に対し、当該土地についての埋蔵文化財その他の文化環境に関する調査の報告書の提出を求めることができる。

2 前項の規定により教育委員会が自ら調査を行うことを決定し、又は第56条第1項の規定による届出をした者その他の関係者に対し、報告書の提出を求めた

ときは、当該届出に係る行為は中止し又は停止しなければならない。

（違反者等に対する勧告及び命令）

第59条 教育委員会は、第56条の規定による届出をしないで同項各号に該当する行為をした者及び第57条の規定による指導若しくは勧告に従わない者又は第58条第2項の規定に違反している者に対し、当該行為の禁止、中止、計画の変更、原状回復又はこれに代わる措置その他文化環境の保存のため必要な措置をとることを命ずることができる。

第5章 水産資源の保護

第1節 海洋汚濁の防止

（海洋汚濁の防止）

第60条 海洋汚濁による漁業資源の枯渇を防止し、もって海洋環境の良好な保全に資するため、何人も海洋の汚濁の防止に積極的に協力しなければならない。

（漁業協同組合との協議）

第61条 土砂の流出により水産生物に影響をあたえるおそれのある行為又は海洋（公共の用に供する河川を含む。以下「海洋等」という。）に産業廃水、し尿及び雑廃水等を排出する施設を設置しようとする者は、関係漁業協同組合と事前に十分協議しなければならない。

2 共同漁業権の設定されている海面で潜水器（簡易潜水器具等を含む。）を使用しようとする者は、当該漁業権を有する漁業協同組合と事前に協議しなければならない。ただし、人命若しくは船舶を救助する場合等緊急事態が生じたときはこの限りでない。

第2節 海洋の汚濁の状況の監視

（監視）

第62条 市は、関係漁業協同組合と連携し海洋等の汚濁の状況を監視しなければならない。

第6章 補則

（立入検査及び立入調査）

第63条 市長又は教育委員会は、その職員をして、この条例の施行に必要な限度

において、事業所、工事現場、建築物の敷地、保護樹木等の所在する土地文化環境保存地区内の土地その他の場所に立ち入り、設備、建築物、保護樹木等及び土地並びにその場所で行われている行為の状況を調査し若しくは検査し、又は関係者に対し必要な指示又は指導をすることができる。

- 2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示しなければならない。

(環境保全審議会)

第64条 市長の附属機関として鳥羽市環境保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長又は教育委員会の諮問に応じ良好な環境の確保に関する基本的事項又は重要な事項を調査審議するものとする。
- 3 審議会は、良好な環境の確保に関する事項について市長又は教育委員会に意見を述べることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定める。

(紛争調停委員)

第65条 市長は、この条例に規定する事項に関する紛争の調停にあたらせるため、規則で定めるところにより紛争調停委員を置くことができる。

(委任)

第66条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰金)

第67条 第43条第2項及び第59条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第68条 第34条の規定による命令に違反した者は、3月以下の禁錮又は3万円以下の罰金に処する。

第69条 第29条の規定による命令に違反した者は、3万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第70条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

(鳥羽市緑化条例の廃止)

2 鳥羽市緑化条例（昭和44年条例第24号）は廃止する。